

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女性差別撤廃条約」という。)が1979年に国連総会において採択され、日本は1985年に批准しています。

その後、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、同条約の「選択議定書」が1999年の国連総会で採択されましたが、2024年現在、条約締約国189カ国中、115カ国が選択議定書を批准している中で、日本は未だ批准に至っていません。

政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2024」によると、日本は146カ国中、118位(昨年は125位)と低い状況であり、男女の格差をなくすため、より有効な策を講じることが求められています。

選択議定書では、条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し、通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、女性の権利を国際基準にする第一歩となります。

日本国憲法では「締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と国際協調を謳っています。蕪崎市男女共同参画推進条例の基本理念にも「国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行うこと。」と掲げています。

日本が選択議定書を批准することは、女性だけでなく全ての人々が尊重される社会をつくり、男女平等社会の実現に向けての重要な一歩であります。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、わが国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進めるとともに、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月18日

蕪 崎 市 議 会